

# 保険医療機関の指定取消処分について

兵庫社会保険事務局は10月25日、「不正請求及び監査における事実解明の妨害」を理由に、神戸市東灘区のおおみ眼科(細見雅美院長)の保険医療機関の指定と、保険医登録を11月1日付で取消した。細見医師にたいしては、4月以來2度の個別指導から監査、聴聞を経て取消

## 「保険医療機関の指定の取消および保険医登録の取消」処分について

審査対策部長 八木 秀満



本日、兵庫社会保険事務局は、おほみ眼科(細見雅美院長)の保険医療機関指定及び保険医登録の各取消処分は、はなはだ不可解である。今回の処分は、2003年6月23日になされた診療所職員からの内部通報であった。ところが、この問題で兵庫社会保険事務局が細見医師に對する最初の個別指導を行ったのは10カ月以上も経った2004年4月19日であった。当局が保険医療機関に不正・不当請求の疑いがあることを知った場合には、速やかに個別指導を行ってとりあえず不正・不当請求の継続・拡大を止めさせることが肝要である。その上で、必要があれば監査を行い、処分を値する場合には処分を

### 指導の怠慢

おほみ眼科・細見医師に對する保険医療機関指定及び保険医登録の各取消処分は、はなはだ不可解である。今回の処分は、2003年6月23日になされた診療所職員からの内部通報であった。ところが、この問題で兵庫社会保険事務局が細見医師に對する最初の個別指導を行ったのは10カ月以上も経った2004年4月19日であった。当局が保険医療機関に不正・不当請求の疑いがあることを知った場合には、速やかに個別指導を行ってとりあえず不正・不当請求の継続・拡大を止めさせることが肝要である。その上で、必要があれば監査を行い、処分を値する場合には処分を

### 異常な監査

2回目の個別指導の後に監査に移行した。監査は8日間という異例の長期に及んだ。職員からの内部通報の中心点は、細見医師が、実際にはマイボーム腺梗塞摘出手術を行っていないにもかかわらず、後日にカルテを改ざんして同手術を行ったように見せかけ、診療報酬を不正請求しているというものであった。しかしながら、患者調査等の結果、同手術は実際に行われており、架空請求ではなかったことが明らかに

## 寄稿

# 不可解な取消処分

弁護士 小牧 英夫



おほみ眼科・細見医師に對する保険医療機関指定及び保険医登録の各取消処分は、はなはだ不可解である。今回の処分は、2003年6月23日になされた診療所職員からの内部通報であった。ところが、この問題で兵庫社会保険事務局が細見医師に對する最初の個別指導を行ったのは10カ月以上も経った2004年4月19日であった。当局が保険医療機関に不正・不当請求の疑いがあることを知った場合には、速やかに個別指導を行ってとりあえず不正・不当請求の継続・拡大を止めさせることが肝要である。その上で、必要があれば監査を行い、処分を値する場合には処分を

### 違反は悪質と言えない

本件では、4690枚と大量の診療報酬明細書が精査されたが、不正もしくは不当請求の疑いがあるとして監査に使用されたものはわずか96枚に過ぎなかった。今回の保険医療機関指定取消処分の「原因となる事実」として挙げられている不正・不当請求は実に37項目にも及んでいる。「薬だけ欲しい」と言ってきた患者に診察をしない、処方せんを請求したにもかかわらず、同患者に「ワック」と呼ばれる機械を覗か

### 10/15聴聞

### 陳述書

### 細見雅美医師の陳述書

このたび、私のことであつた皆さんの関係者の方々に、お手数と多大なご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫言ひ申し上げます。まず、聴聞通知書に記載されておりました「不利益処分の原因となる事実」に關しましての弁明でございますが、個々に關しましてはこれまでの監査において、一つひとつ患者個別調書で弁明を申し述べさせていただいたとおりでございます。次に、今回のことにおしまして、総括としての弁明をさせていただきます。私は、医師になつて15年間にわたり、これまで患者さんにとって一番よい医療とは何かといつとを一番に考え、患者さんをお大切にまいりました。また、平成13年11月6日に開院してから今日まで、おほみ眼科として、どの患者さんにも懇切丁寧に対応し、心のこもった医療を給付することを心がけてまいりました。しかし、保険医療、保険医療機関として診療している以上は患者さんに誠実であることと同時に保険のルールを守らなければいけません。今回の重要なことを、日々の診療に追われておろそかにしてしまつた。今回のような事態を引き起こしてしまいました。不正、架空請求は決して

この結果、関係の方々におおみ眼科の迷惑をおかけすることになり、本当に申し訳ありませんでした。心よりお詫言ひ申し上げます。開院してまだ日も浅く、また医者としての経験も浅いため、療養担当として変更し、二度と繰り返さぬようにしております。また、今回、保険の規則に關しましては、私の謝罪の気持ちとさせていただきます。何卒、私の心からの反省と謝罪の気持ちを、おほみ眼科を兵庫医療機関として存続させていただき、これからも地域の患者さんに良い医療を続けさせていただきます。平成16年10月15日 おほみ眼科 細見 雅美

易に肯けるのである。取消しは誤り 保険診療は健保法や療養担当規則にもとづいて適正に行われるべきであり、違反や不正・不当請求は厳に戒められなければならない。しかしながら、その是正は基本的には指導によって行われるべきであり、一罰百戒を企図して安易に取消処分を行うことは許されない。監査の対象とされた期間は細見医師が診療所を開設してわずか2年あまりという時期であったことを思うと、おほみ眼科に對する一連の誤りは指導における必要な経済措置による是正・改善が十分期待できるものであり、保険指定等を取消すべき事案ではないといふべきである。

取消事由 (兵庫社会保険事務局の記者配布資料より抜粋) 2 取消処分に至つた事由 (1) 不正請求の内容 ア. 処方せんを交付していないにもかかわらず、診療報酬に処方内容を不記載し処方せん料を不正に請求していた。(付増請求) イ. 検査を行っていないにもかかわらず、行ったとして、当該検査に係る診療報酬を不正に請求していた。(付増請求) ウ. 検査に実際に使用していない薬剤の費用を不正に請求していた。(付増請求) エ. 診療報酬に、診療内容と療養の給付に關する事項の記載が全くないにもかかわらず診療報酬を不正に請求していた。(付増請求) オ. 診療行為を行わずに処方せんを交付するといふ無診察治療を行い、診療報酬を不正に請求していた。(2) その他

3 不正請求及び不当請求金額等について 監査終了時点における不正請求及び不当請求に係る件数及び金額は、下記のとおりであった。(最終的な件数及び金額は精査中であり確定していない。) (件数) 診療報酬明細書の件数 実数: 96件 (患者数43人) 延べ: 186件 (患者数82人) (金額) 不正請求金額25万8690円 不当請求金額42万2050円 合計 68万740円

4 再指定又は再登録について 原則として、取消日から5年間行わないこととなる。